



平成27年度を迎えて

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター 代表理事 山岡景一郎



世間は、アベノミクスの効果か、税収も伸びたと報道されている。また、外国人旅行者の増加による経済効果も生じてきているとも言われている。

しかし、生衛業界を見たときに、全ての業種にまんべんなくその効果が表れているとは言い難く、依然として、厳しい状況にある。

こうした中、国による総合特区の推進など、規制緩和が進められている。規制緩和のもたらす効果としては、業者間の競争が促進されることにより、業界全般のサービスが改善されたり、価格が下がったりすることが期待されており、その推進を必ずしもすべてにおいて否定するものではないが、一方、その弊害も危惧される場所である。近々の例で言えば、川崎市で発災した簡易宿泊所の火事により多数の犠牲者が出たのは記憶に新しいところであるし、東京都では、ふぐ調理師がいなくてもふぐ料理が提供できる規制緩和が行われ、食中毒は本当に大丈夫かと不安もあったところである。

生活衛生の事業は、いずれも住民生活に直結するものであり、規制緩和が進むことにより、住民の安心安全を脅かすようなことになれば問題であるし、また生衛法にも規定されているように、生衛業は、国民生活に密着したサービスを提供しており、そのサービスが衛生的で安心できるものであるために、衛生規制の下で事業活動が行われ、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上が図られている。生衛業の事業を圧迫するようなことがあれば、直ちに府民生活に、衛生面だけではなく日常生活にも影響が生じてくることとなる。

したがって、規制緩和の施策を進めるに当たっては、十分にその功罪を見極めて進めていただきたいと考える。現在、日本への外国人観光客等の急増から、自由民主党日本経済再生本部の「観光飲食業小委員会」において、「小規模宿泊業の規制緩和」を促進することが協議されている。これらの措置が正規の宿泊業の営業に影響を及ぼすことは明らかであり、旅館ホテル生活衛生同業組合を始め、私ども生衛業の団体の意見も聴き入れていただきたいし、生衛業を守っていく立場から、積極的に意見具申もしていきたい。

センター執行体制について

(平成27年6月23日付)

理事長 **山岡景一郎** (社交料飲)
(代表理事)

副理事長 **宮北 昭夫** (中華料理)

副理事長 **小中 晃司** (公衆浴場業)

専務理事 **石川 徳雄** (指導センター)

常務理事 **福田 秋朝** (理 容)

常務理事 **佐野 榮治** (喫茶飲食)

事業計画概要

I 生活衛生営業指導等事業

- 1 生活衛生関係営業指導に関する事業
相談室運営、各種相談業務、調査事業、分野調整事業、情報化整備事業
後継者育成支援事業 等
- 2 標準営業約款受付登録に関する事業
- 3 研修会・展示会に関する事業
京都SeeLフェア、クリーニング師等研修・講習、経営研修会 等
- 4 情報提供に関する事業
- 5 受託に関する事業
- 6 「その他」必要と認められる事業

II 生活衛生営業振興事業

- ① 地域社会の福祉の増進、消費者サービスの向上、需要の開拓等生衛業の活性化に資する事業
- ② 生活衛生営業の専門技術者養成・確保事業
- ③ 生活衛生営業の後継者育成事業
- ④ 組合の組織強化及び活性化を目的とする機関紙等の発行事業

日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付制度の拡充

○ 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設

生活衛生業を創業する方又は創業後7年以内の方に利用いただける融資制度が創設されました。生活衛生同業組合に加入された場合には、運転資金(※)の利用も可能となり、利率だけではなく、融資額や返済期間についても有利な条件で利用ができます。

※基準金利、事業計画認定等で利率低減あり

例. 設備借入700万円、元金均等、返済10年間
新創業融資制度利用の場合

生活衛生同業組合の組合員の方
⇒ 振興事業貸付

年利1.45%

上記以外の方
⇒ 一般貸付

年利2.50%

支払利息総額
(借入～完済)

約51万円

約88万円

※平成27年5月20日現在の利率をもとに利息総額を概算で算出したものです。

※女性又は30歳未満か55歳以上の方で、生衛組合員以外の方は年利2.0%の借入になります。

○ 振興事業貸付・一般貸付の改善（女性適用要件の緩和）

内容	女性従業員の雇用環境等改善	新創業融資制度の改善	創業支援貸付利率特例制度の創設	
適用要件	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみんマーク）を受けた方	女性かつ貸付残高300万円以内	創業前又は創業後1年以内の方	創業前又は創業後1年以内でかつ下記要件のいずれかを満たす方 ・女性 ・30歳未満 ・Uターン等で地方で創業
特典	特別利率B等の適用	借入対象者の下記要件の撤廃等 ・勤務要件 ・修学要件等	貸付制度等で定められた利率▲0.2%	貸付制度等で定められた利率▲0.3%

● 経営についてのご相談は“地域の身近な相談相手”

『経営特別相談員』へ

通称：特相員（とくそういん）



『経営特別相談員』は、京都府知事の委嘱を受けて、生活衛生業を営む皆様の経営全般に関することや必要な手続きの相談などに指導・助言を行うことができる方で、現在65名の方がそれぞれの業種で活動をされています。お店の経営や生活衛生融資に関することは、お気軽に下記の生活衛生同業組合を通じてご相談ください。

(順不同・敬称略)

組合	理容 (075) 841-2558	クリーニング (075) 313-0380	公衆浴場業 (075) 801-1301	興行 (075) 533-3010	旅館ホテル (075) 221-6231
特相員	田辺 正治 公手 均 山田 定男 西堀 慎介 波部 勝 安井 孝爾 岩崎 光哲 金子 義隆 三宅 厚子	阿部 弘 河前 隆三 細見 すみ子	高野 絹代	守田 晴美	石間 太朗 小野 善三 沖田 康彦 野村 一雄 柏 和實 高木 一壽 森田 力
組合	食肉 (075) 691-3393	美容業 (075) 811-0211	麺類飲食業 (075) 221-3964	食鳥肉販売業 (075) 326-3651	寿司 (075) 321-5448
特相員	村松 安右衛門 坂井 隆男 岡山 繁夫 尾崎 一男	原口 潔治 小出 伸一 山口 眞澄 粟津 暢彦 金光 眞理 大成 麻姫	清水 久行 植田 宏治 鷹尾 史郎	重田 久枝 松本 嘉広	花登 一彦 安念 弘和 奥野 善信 宮本 博義
組合	喫茶飲食 (075) 256-1647	中華料理 (075) 222-2580	料理 (075) 221-5833	飲食業 (075) 252-3145	社交料飲 (075) 722-2051
特相員	信部 尚平 四方 恭一 澤本 信太郎 山田 喜久夫	武田 淳一 田口 明男 上野 博史 永田 真司	新造 一夫 高見 浩	八木 俊憲 鈴木 誠 楠 晴雄 武原 賢三 坂田 光孝 鳴海 晴一郎 牧野 順二 本城 忠宏 畠中 勉 三宅 重樹 松田 隆雄 満田 勲 草薙 功一	村上 裕子 蘆田 康司

平成27年4月より「フロン排出抑制法」が施行

法律が改正され、フロン類を使用した機器のうち、『第一種特定製品』に当たる業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器（自動販売機を含む。）の管理者（機器ユーザー・所有者）は、管理の適正化（漏えいさせないための措置）に取り組むことが求められることとなりました。

1 まずはお持ちの機器を確認してください。

業務用のエアコンや冷蔵・冷凍機器である第一種特定製品には、機器の銘板やカタログ等に「**第一種特定製品**」と表示されていますので、確認をしてください。

2 管理者が取り組まなければならない事項とは？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、「機器の定期点検」「点検の記録・記録の保存」等が遵守事項となります。

	機器点検の種類	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の管理者	簡易点検	必要	必要 (機器を廃棄するまで保存)	必要 (事業者単位で1,000 t-CO2以上漏えいの場合)
一定規模以上の機器管理者	簡易点検＋有資格者による定期点検			

●詳しくはエアコンや冷凍冷蔵機器のメーカーやメンテナンス業者、下記の京都府ホームページ内の資料をご参考ください。

問い合わせ先
京都府環境部環境管理課
TEL：075-414-4713

業務用冷凍冷蔵空調機器ユーザーの取組HP
<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon05.html>



「簡易点検の手引き」が上記HP内よりダウンロードできます。

「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」が改正

条例改正の概要を下記のとおりお知らせいたします。

改正点①

食品の製造又は加工における衛生管理に、従来の基準に加え、新たにHACCP（ハザード/危害分析・重要管理点方式）を用いる場合の基準が加わりました。

改正点②

営業者は、消費者等から、健康被害の情報や健康被害につながるおそれがある情報を得たときは、速やかにその内容を保健所に報告しなければならないこととなりました。



●詳しい内容については、京都市発行のパンフレットをご覧ください。施設のある区の保健センター又は下記までお問合せください。

問い合わせ先
京都市保健福祉局保健衛生推進室
保健医療課
TEL：075-222-3429

<生活衛生営業関係部署のご案内>

平成27年4月1日現在（敬称略）

◆京都府健康福祉部生活衛生課

課長 森田 朗

○生活衛生担当（TEL：075-414-4757）

副課長 飯田 公男
主査 新野 寛
副主査 坂東 公子
主事 前田 理絵
主事 露本 麻生

○食品衛生担当（TEL：075-414-4759）

副課長 入江 祐子
主査 太田 義博
副主査 大石 剛史
副主査 宮野前 亜希
技師 半田 典子

◆京都市保健福祉局保健衛生推進室

○保健医療課（TEL：075-222-3429）

保健医療課長 志摩 裕丈
健康危機対策担当課長 中村 正樹
健康危機対策係長 福本 智也
食品安全係長 日野 唯行

○医務衛生課（TEL：075-222-3433）※

医務衛生課長 藤川 創
担当課長 仲 俊典
生活衛生係長 大原 隆
課長補佐 亀山 壽晴

※平成27年度より、名称が変わりました。
京都市 生活衛生課 → 医務衛生課

標準営業約款（Sマーク）の標識等の見直し

（公財）全国生活衛生営業指導センターでは、標準営業約款の登録普及促進を目的に「標準営業約款委員会」において登録促進策についての協議が行われ、下記の事項について見直しがされることとなりました。関係組合等には、詳細が順次決定次第、お知らせいたします。



1 標識・掲示板の見直し

登録事業者の費用負担を軽減させることを目的に、現行の標識・掲示板が見直されます。

2 めん類飲食店及び一般飲食店標準営業約款に係る損害賠償保険の見直し

登録事業者の費用負担を軽減させることを目的に、めん類・一般飲食に係る損害賠償保険の最低補償限度額を見直す方向が示されました。今後は保険内容等の実情の把握と消費者保護の観点から検討作業部会が設置され、平成27年11月頃を目途に検討が進められます。

3 クリーニング標準営業約款に係る事故賠償基準の改訂

クリーニング賠償問題協議会が策定する「クリーニング事故賠償基準」の第4次改訂が行われ、平成27年10月1日から施行されることに伴い、クリーニング業標準営業約款に係る事故賠償基準についても、当該改訂賠償基準が準用されることとなりました。

◆異動のお知らせ◆

3月31日付退職
専務理事・経営指導員 伊井 光晴

4月1日付採用
専務理事・経営指導員 石川 徳雄

センター職員は下記のとおりです。
よろしくお願いいたします。

専務理事 石川 徳雄
経営指導員 碓 薫
経営指導員 松宮 純子
主 事 山本まり子



京都SeeLセンターは、生活衛生業を営む
皆様をサポートしています。

生活衛生業の経営者及び新たに開業される方の、
お店に関する経営全般のアドバイスや日本政策金融公庫の申込手続きの
個別相談を行っています。

- 開業に関する手続き・計画書作成のサポート、一般貸付推薦書の発行
- 経営改善に関する相談
- 生活衛生同業組合の案内・紹介 など

営業相談室（相談料無料）

月曜日～金曜日（休日を除く）

10：00～16：00

※来所の際は事前にご予約をお願いします。

TEL 075-722-2051



事業・会議日程

●企画運営委員会

日時 平成27年7月23日（木）14：30～
場所 京都ガーデンパレス「祇園」

●標準営業約款 新規登録・再登録申請の受付

登録日 平成27年8月1日（土）
対象 理容業、美容業、クリーニング業、
めん類飲食店営業、一般飲食店営業
締切日 平成27年7月13日（月）

◇第2回生衛業経営状況調査（平成27年4～6月期）

提出日 平成27年7月31日（金）
※生衛業を支援する施策への検討等に活用される大切な調査です。ご協力をよろしくお願いいたします。

お願い

当センターと共催で行う事業や特相員の融資に関する研修会等の計画のある組合は、お早めに当センターまでご相談ください。

- 組合で計画されている衛生・経営問題等研修会
- 組合員向けの融資説明会・相談会
- 特相員の研修会・勉強会 など



Kyoto SeeL通信

Vol.181 Spring

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人
京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL 075-722-2051

http://www.Kyoto-seel.com/

京都SeeL



mobile access

